

新型コロナウイルス感染症(パラナ州政府による制限措置の強化)

2021年3月19日

3月19日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を3月28日まで延長する旨、発表しました。

●3月19日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報について、最高警戒度のレベル3（赤）を継続し、不要不急の活動を禁止する政令を発表しました。（3月28日まで有効）。

●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 営業・実施が不可となるもの。

- ・必要不可欠とされていない一般商業活動・サービスの実施（いかなる形態も不可）。
- ・人の密集を伴う集会や親睦会などの実施（親族間の集まり等も不可）。
- ・公園の利用（個人、集団でのいかなる活動も不可）。
- ・広場やその他公有地、私有地に位置する運動用スペースの利用（コンドミニオ内も含む）。
- ・公共、共有スペースにおけるアルコール飲料の消費。
- ・不要不急の夜間外出（20時から翌5時）。

2 制限付きで営業等が可能なもの。

- ・レストラン、軽食堂：10時から22時、デリバリー、ドライブスルー、テイクアウトのみ可。
- ・パン屋など：6時から20時、月から土のみ。日曜日は7時から18時まで。店内での飲食は不可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など：7時から20時、月から土まで。日曜日はデリバリーのみ。なお、入店できるのは1世帯1名まで。

3 私立学校における対面授業を停止する。

4 市内公共交通機関については、乗客数を定員の50%までとする。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブページ

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

※当該政令についての詳細

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/sob-bandeira-vermelha-curitiba-mantem-restricoes-contr-a-covid-19-ate-283/58338>

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp